

# 宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に添うることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊ご希望の方が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- (4) 宿泊ご希望の方が感染病者であると明らかに認められたとき。
- (5) 宿泊に関する特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊していただく事が出来ないとき。
- (7) 宿泊ご希望の方が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(氏名等の明告) (8) 北海道条例第4号第11条に該当するとき。

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立ち宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」と言う。)をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約のお申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約のお申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊予約数の10%以内にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる)については、この限りではありません。

- (1) 一般客
  - イ. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
  - ロ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%。
- (2) 団体客
  - イ. 宿泊日の9日前から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%。
  - ロ. 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ハ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

2. 当ホテルは宿泊予約のお申込者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着されないときは、その宿泊予約はお申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊予約お申込者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着、又は遅延その他ご本人の責に帰さない理由によるものであることを証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
  - (2) 第3条第1号の事項の明示を求められた場合において、期限までにそれらの事項が明示されないとき。
  - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 ご宿泊客は、ホテルご到着の際玄関帳場(フロントオフィス)において次の事項を当ホテルにご登録願います。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 外国人にあたっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日及び時刻。
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をお開けいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて、客室のご使用に必ずする場合があり。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 午前11時まで 30%  
午後12時まで 50%  
午後1時まで 80%
- (2) 午後2時すぎ 室料金の全額

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、若しくはクーポン券により、ご宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求したとき当ホテルの玄関帳場(フロントオフィス)において行っていただきます。

2. ご宿泊客が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊されなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
3. 1、2項の他、チェックインの時に料金相当分を前受させて頂く場合もあります。

(利用規則の遵守)

第10条 ご宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規制に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、ご宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、ご宿泊客が当ホテルの玄関帳場(フロントオフィス)において宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、ご宿泊客が出发するため客室をあけた時に終わります。

2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、ご宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、そのご宿泊客に同一又は類似の条件により他の宿泊施設をご斡旋いたします。この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
3. ルームキーの紛失につきましては、鍵のシリンダー交換代金として、10,500円の実費をご請求させていただきます。

(駐車場の責任)

第13条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。